

## 戸田市SDGs未来都市ロゴマーク使用管理要領

令和7年5月28日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市SDGs未来都市ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの権利)

第2条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、市に帰属する。

(ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、SDGsの普及及び啓発のため、ロゴマークを使用することができる。この場合において、市への使用申請は要しない。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (3) 特定の個人等の売名に使用すること。
- (4) 営利目的に使用すること。
- (5) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すること。
- (6) 第三者に賃貸し、販売し、又は譲渡する目的で使用すること。
- (7) 市のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (8) とだみちゃんのイメージを損ない、又は損なうおそれのある場合
- (9) その他市長が不相当と認めるもの

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に規定する使用条件に従うこと。

(2) ロゴマークについて、意匠法（昭和34年法律125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしないこと。

（使用者の責任）

第6条 使用者がロゴマークの使用により市に損害を与えた場合、市長はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに市長に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

（使用の禁止等）

第7条 市長は、使用者が第3条に規定する使用条件に反する使用を行った場合は、当該使用者に対しロゴマークの使用を禁止することができる。この場合において、市長は、使用者に対し、当該使用条件に反する使用の解消のために必要な措置をとるよう求めることができる。

2 前項後段の規定による措置の求めを受けた使用者は、当該措置の求めに従わなければならない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年5月28日から施行する。

（戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」使用取扱基準の例外）

2 ロゴマークについては、戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」使用取扱基準（平成24年5月25日市長決裁）の規定は適用しない。